(目的)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定及び鳴 門市地域生活支援事業実施要綱(平成30年7月1日施行。以下「実施要綱」 という。)に基づき、在宅の身体障がい者・児(以下「障がい者等」という。) に対して、訪問入浴サービスを供することにより障がい者等の身体の清潔を保 持し、心身機能を維持することによって、日常生活の支援及び福祉の増進を図 ることを目的とするための鳴門市身体障がい者訪問入浴サービス事業(以下「訪 間入浴サービス事業」という。)の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。 (実施主体)
- 第2条 訪問入浴サービス事業の実施主体は、鳴門市とする。

(事業内容)

第3条 訪問入浴サービス事業の内容は、障がい者等の居宅を訪問して行う入浴 介護サービスとする。

(利用対象者)

- 第4条 訪問入浴サービス事業を利用できる者(以下「対象者」という。)は鳴門市に住所を有し、訪問入浴サービス事業を必要とする者であって、次の各号に該当するものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の給付対象者を除くものとする。
 - (1) 身体障害者手帳1級、2級該当で寝たきり状態にある在宅者等(ただし、 障がい児にあっては、事前協議を経て決定する。)
 - (2) 対象者が、感染症の疾患を有していないこと。ただし医師により訪問入浴が可能と判断された場合は、感染症の疾患を有していても利用できるものとする。
 - (3) 医師が入浴について可能と認めている者
 - (4) 当該利用対象者を介護しているものの立会いが可能である者

- (5) 病院、施設等に入院または入所していない者 (事業の委託)
- 第5条 訪問入浴サービス事業は、対象者およびサービスの内容の決定を除き、 この訪問入浴サービス事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると 認められる社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

(利用回数)

- 第6条 利用回数は、週1回を限度とし、特に必要と認められる者については、 障がい者等の身体的状況、世帯状況等を十分検討した上で決定するものとする。 (申請等手続)
- 第7条 訪問入浴サービス事業の申請、支給決定、利用者証の交付その他の手続については、実施要綱第3条から第7条までに定めるところによる。なお、申請の際は承諾書(様式第1号)に医師の意見書を添えて提出しなければならない。
- 2 利用者に決定通知書を通知した場合は、鳴門市身体障がい者訪問入浴サービス利用依頼書(様式第2号)により社会福祉法人等に通知するものとする。 (利用料)
- **第8条** 訪問入浴サービス事業に係る利用料については、次のとおりとする。
 - (1) 1回あたりの利用料 12,500円(利用者負担金)
- 第9条 利用者は、訪問入浴サービス事業の利用料の1割を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者においては、徴収しないものとする。
- 2 前項の世帯の範囲については、法に基づく障害福祉サービス費の支給の例に よる。

(委託料)

第10条 事業の委託料は、訪問入浴サービス事業に係る利用料から前条に規定 する利用者負担金を差し引いた金額を、事業者に対して支払うものとする。

- 2 事業者は、訪問入浴サービス事業を提供した月の翌月10日までに、市長に 対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ事業者に 委託料を支払うものとする。
- 第11条 この要綱で定めるもののほか、訪問入浴サービス事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。なお委託契約締結協議及び 委託契約は施行日以前より行うことができる。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。